

令和4年11月24日提出

## 令和4年11月市議会定例会

### 説明書・参考

〔 議案第79号～議案第95号 〕

島 田 市



# 説 明 書

## 議案第79号 島田市職員の降給に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年年齢の引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制や60歳に達した職員の給料月額7割措置の制度の開始により、該当職員の降給が発生するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により新たに職員の降給に関する条例を制定し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

## 議案第80号 島田市職員の高齢者部分休業に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年年齢の引き上げに当たり、通常の勤務時間による勤務を希望しない60歳に達した職員について、翌年度以降、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とするため、新たに高齢者部分休業に関する条例を制定し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第81号 島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第82号 島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

定年延長に係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の施行に伴い、国家公務員の給与について「当分の間、60歳に達した職員についての翌年度以降の給料月額を、60歳到達時点の額の7割水準に設定する」との措置が講じられることを踏まえ、当市においても地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて必要な措置等を講ずるため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第83号 島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年年齢の引き上げにより、60歳に達した職員の翌年度以降の退職手当の算定等について所要の改正を行い、また、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の施行に伴う所要の改正等を行うため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第84号 島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢を引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制度等を設けるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第85号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

個人番号カードを利用してコンビニエンスストアで交付している各種証明書の交付手数料を減額するため、条例の一部を改正し、令和5年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第86号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第61号）の施行に伴い、共同住宅等の規模の基準が改正されたため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第87号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の施行に伴い、国民健康保険税における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改めるため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第88号 島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

管理職員特別勤務手当を新設するとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第89号 指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）

島田市川根介護予防拠点施設の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第90号 指定管理者の指定について（島田市地域交流センター）

島田市地域交流センターの指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第91号 指定管理者の指定について（島田市川根文化センターチャリム21）

島田市川根文化センターチャリム21の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第92号 指定管理者の指定について（中央公園ほか6施設）

島田市ばらの丘公園、島田市総合スポーツセンター、中央公園庭球場、中央公園親子プール及び島田市伊太庭球場の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了すること並びに新たに指定管理者制度を導入する中央公園及び中央公園ミニ鉄道施設の7施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第93号 指定管理者の指定について（しまだ楽習センター）

しまだ楽習センターの指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第94号 指定管理者の指定について（島田市野外活動センター 山の家）

島田市野外活動センター 山の家の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第95号 指定管理者の指定について（島田市山村都市交流センターささま）

島田市山村都市交流センターささまの指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

# 目 次

議案第80号	島田市職員の高齢者部分休業に関する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第81号	島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	5
議案第82号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第83号	島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	25
議案第84号	島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	47
議案第85号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	67
議案第86号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	71
議案第87号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	77
議案第88号	島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	81
議案第89号	指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	87
議案第90号	指定管理者の指定について（島田市地域交流センター） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	90

- 議案第91号 指定管理者の指定について（島田市川根文化センターチャリム21）  
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票----- 92
- 議案第92号 指定管理者の指定について（中央公園ほか6施設）  
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票----- 94
- 議案第93号 指定管理者の指定について（しまだ楽習センター）  
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票----- 97
- 議案第94号 指定管理者の指定について（島田市野外活動センター 山の家）  
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票----- 99
- 議案第95号 指定管理者の指定について（島田市山村都市交流センターささま）  
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票----- 101

# 議案第80号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市職員の高齢者部分休業に関する条例

### 新 条 文

○附則第2項関係（島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）  
（給与の減額）

第16条 省略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項において同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。）又は不妊治療休暇（職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

○附則第3項関係（島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）  
（給与の減額）

第18条 省略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4



# 対 照 表

## 旧 条 文

○附則第2項関係（島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）  
（給与の減額）

第16条 省略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項において同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。）又は不妊治療休暇（職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

○附則第3項関係（島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）  
（給与の減額）

第18条 省略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが

月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。))又は不妊治療休暇(職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。)又は不妊治療休暇(職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

新 条 文

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 省略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 省略

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（島田市長の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の

# 対 照 表

## 条例

### 旧 条 文

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 省略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 省略

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（島田市長の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の

7 第 1 項の表法第142条第 1 項第 6 号のビラの数に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第 7 条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、7 円73 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541 円31 銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31 万6, 250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

新 条 文

(給料)

第2条 給料は、島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第17条の5において同じ。）を除いたものとする。

2 省略

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 省略

2 省略

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 省略

6 56歳以上の職員に関する前項の規定の適用については、当該職員の年齢が56歳以上60歳未満の場合にあつては、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とし、60歳以上の場合にあつては、同項中「4号給」とあるのは「0号給」とする。

7

8 省略

10

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。



# 対 照 表

## 旧 条 文

(給料)

第2条 給料は、島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第17条の5において同じ。）を除いたものとする。

2 省略

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 省略

2 省略

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 省略

6 56歳以上の職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

7

8 省略

10

(再任用職員の給料月額)

第4条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、自転車及び原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具（以下この項において「自動車等」という。）を使用し、又は交通機関を利用して通勤する職員（自動車等を使用し、又は交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用せず、又は交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）に対して支給する。

2 前項の職員（次項に定める定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に支給する通勤手当の月額は、5万5,000円（市外に勤務を命ぜられた職員にあっては、7万5,000円）を超えない範囲内とし、その額及び支給方法は、規則で定める。

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 省略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつ

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、自転車及び原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用し、又は交通機関を利用して通勤する職員（自動車等を使用し、又は交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用せず、又は交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）に対して支給する。

2 前項の職員（次項に定める再任用短時間勤務職員を除く。）に支給する通勤手当の月額は、5万5,000円（市外に勤務を命ぜられた職員にあっては、7万5,000円）を超えない範囲内とし、その額及び支給方法は、規則で定める。

3 再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 省略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 省略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつ

ては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

## 6 省略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

### 第15条の3 省略

（管理職員特別勤務手当）

第15条の4 第7条の2第1項の規定により規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条に規定する週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（期末手当）

### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

） 省略

(4)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

ては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

## 6 省略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

### 第15条の3 省略

（期末手当）

### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4

〈 省略

6

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3

〈 省略

6

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の6 第4条、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2

〈 省略

26

27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第29項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

4

） 省略

6

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3

） 省略

6

(再任用職員についての適用除外)

第17条の6 第8条から第9条の3までの規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2

） 省略

26

円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号）による改正前の島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 島田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 島田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

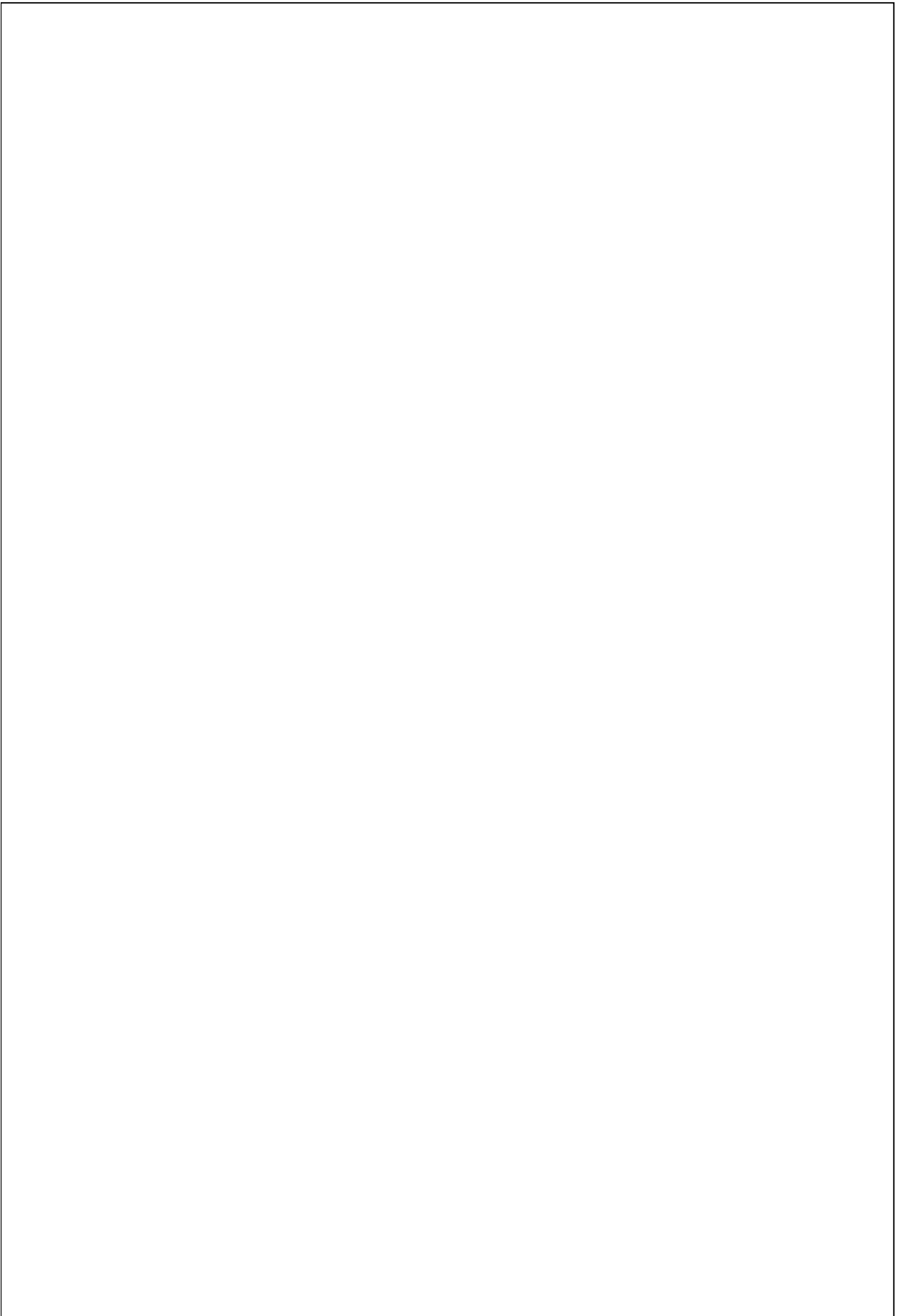
30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月





額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に  
 関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略								
定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	150,700	187,700	215,200	243,900	255,200	274,600	289,700	315,100	

備考 省略

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務	省略					

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	省略								
再任用職員		<u>150,700</u>	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>243,900</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>

備考 省略

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	省略					

務職員以外の職員							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900	

備考 省略

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 省略

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 省略

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用						

再任用職員		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>	<u>565,900</u>

備考 省略

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	省略							
再任用職員		<u>188,700</u>	<u>215,300</u>	<u>243,500</u>	<u>256,900</u>	<u>282,100</u>	<u>322,800</u>	<u>365,000</u>

備考 省略

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	省略						
再任用職員		<u>235,100</u>	<u>255,400</u>	<u>262,600</u>	<u>272,800</u>	<u>289,100</u>	<u>326,200</u>

備考 省略

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員						

用短時間勤 務職員以外 の職員	省略				
定年前再任 用短時間勤 務職員	<u>基 準</u> 給料月額	<u>基 準</u> 給料月額	<u>基 準</u> 給料月額	<u>基 準</u> 給料月額	<u>基 準</u> 給料月額
	円	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

備考 省略

以外の職員	省略					
再任用職員		<u>282,800</u>	<u>293,800</u>	<u>315,700</u>	<u>399,700</u>	<u>534,100</u>

備考 省略

新 条 文

○島田市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（島田市の休日定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)

） 省略

(4)

2 省略



# 対 照 表

旧	条	文
		<p>○島田市職員の退職手当に関する条例（第1条関係） （退職手当の支給）</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（<u>同法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)</p> <p>（ 省略</p> <p>(4)</p> <p>2 省略</p>

### 3 省略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)

（ 省略

(7)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

### 3 省略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者（第8条の2第11項の認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者を含む。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略
----

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地

### 3 省略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)

（ 省略

(7)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

### 3 省略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者（第8条の2第11項の認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者を含む。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略
----

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地

方公社又はその法人に使用される者になった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)

ㄱ 省略

(7)

2

ㄱ 省略

5

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 省略

2

ㄱ 省略

17

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

方公社又はその法人に使用される者になった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)

ㄱ 省略

(7)

2

ㄱ 省略

5

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 省略

2

ㄱ 省略

17

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 省略

(2) 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5

（ 省略

10

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)

（ 省略

(4)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12

（ 省略

17

(1) 省略

(2) 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5

（ 省略

10

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)

（ 省略

(4)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12

（ 省略

17

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2

） 省略

6

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2

） 省略



(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2

） 省略

6

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2

） 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までににおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する島田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までににおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する島田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6

（省略）

8

#### 附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

（省略）

17

18 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第28項から第36項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。

19 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第31項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

20 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第29項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。

21 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6

（省略）

8

#### 附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

（省略）

17

18 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。

19 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

20 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。

21 省略

22 省略

23 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第18項の規定の例により計算して得られる額とする。

24 省略

25 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。」とする。

26 省略

27 省略

28 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第28項」とする。

29 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第29項」とする。

30 前2項の規定は、島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号）による改正前の島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適

22 省略

23 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。

24 省略

25 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは  
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定するウ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

26 省略

27 省略

用しない。

31 給与条例附則第27項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

32 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第30項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

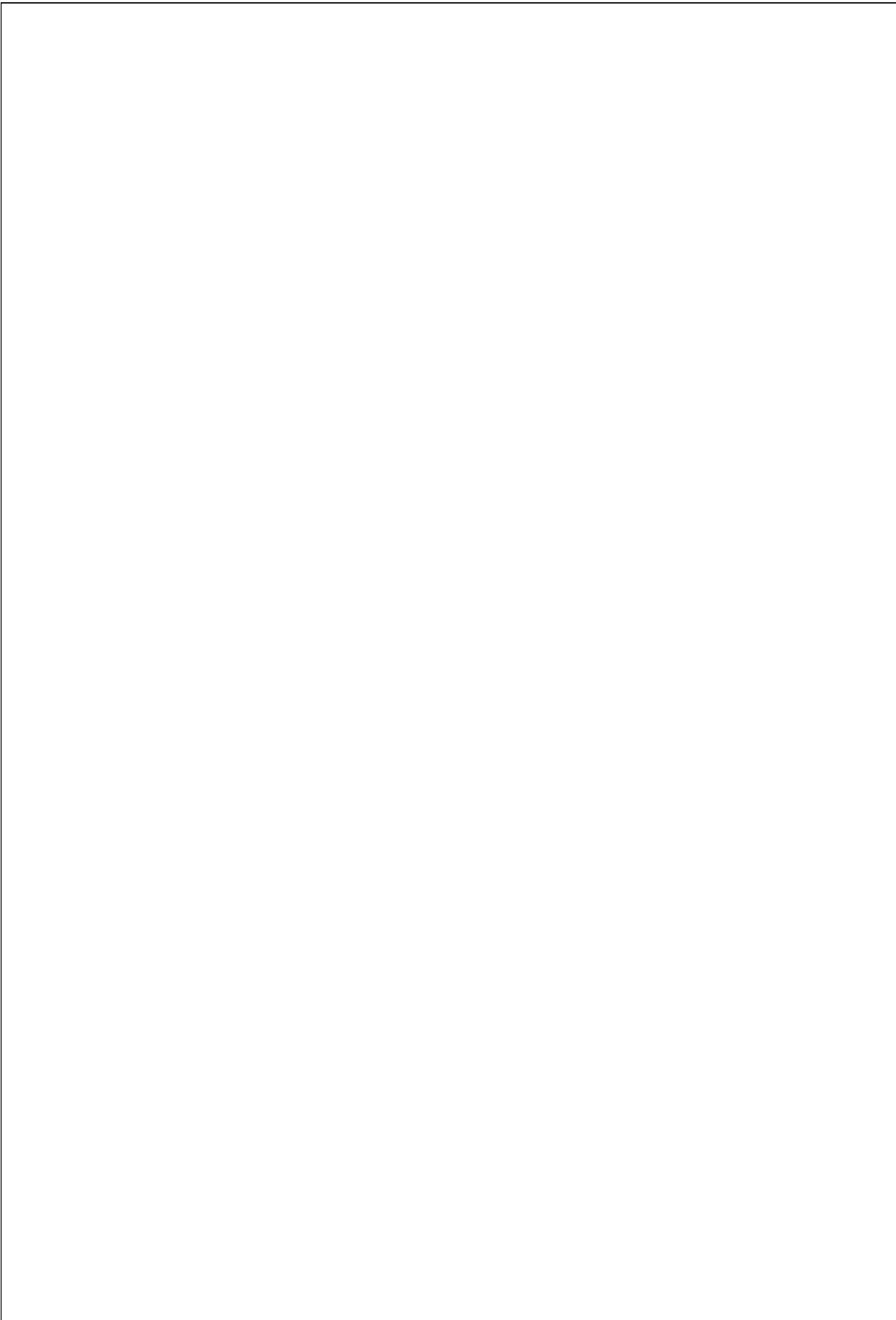
33 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

34 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第33項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100





分の2)」とあるのは、「附則第33項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

36 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第33項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

○島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第3項から第5項まで及び附則第10項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、島田市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第18項から第20項まで及び附則第23項、附則第6項並びに附則第7項の規定により計算した退職手当の額（以下（新条例等退職手当額）という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

○島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第3項から第5項まで及び附則第10項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第18項から第20項まで及び附則第23項、附則第6項並びに附則第7項の規定により計算した退職手当の額（以下（新条例等退職手当額）という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3

) 省略

12

3

) 省略

12

新 条 文

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 省略

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

# 対 照 表

## 旧 条 文

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 省略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、島田市立総合医療センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 省略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 省略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年島田市条例第164号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）第5条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち島田市立総合医療センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」とい



(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 省略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 省略

う。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

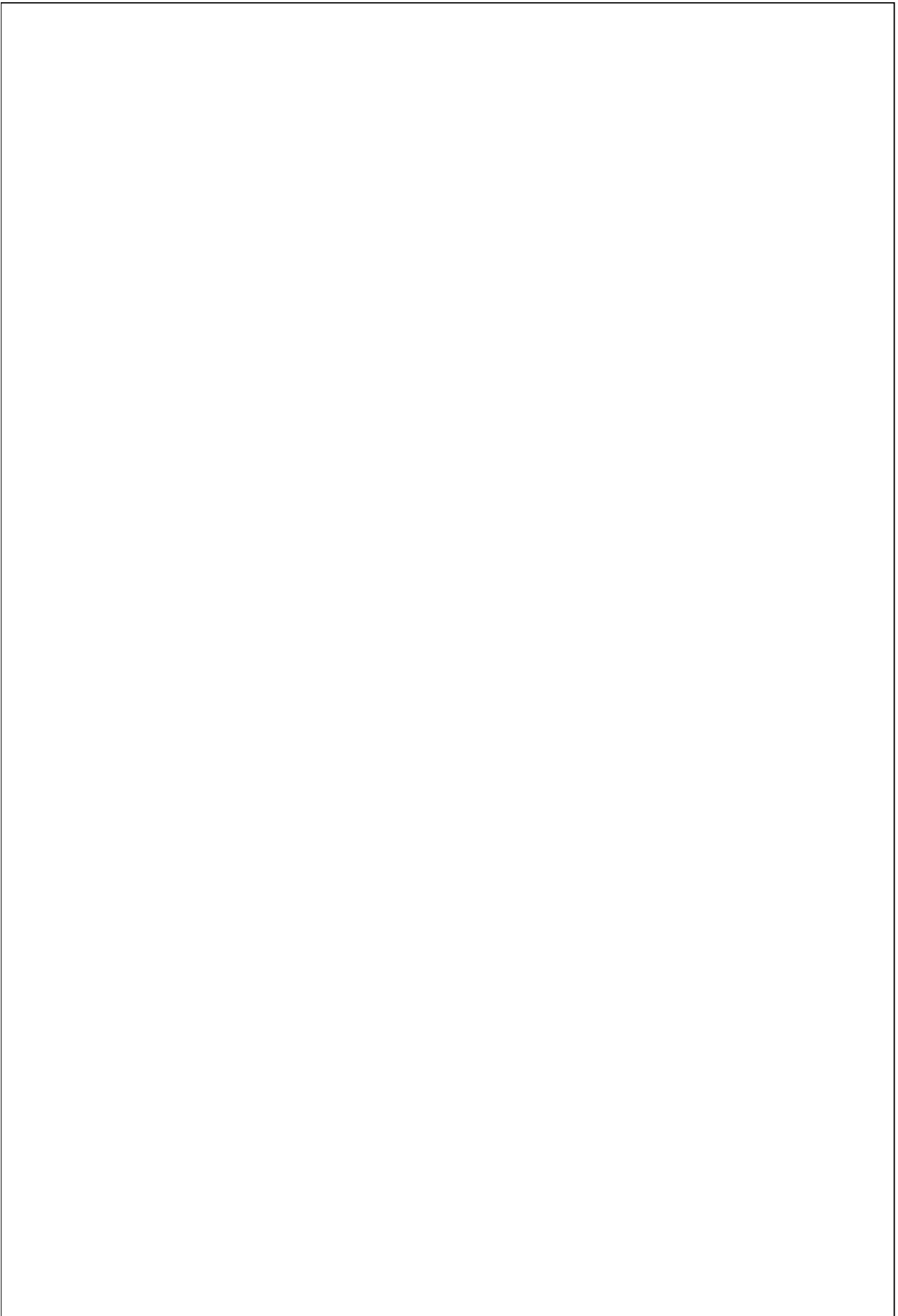
(1) 当該勤務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、



他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職（島田市立総合医療センターの職員については、企業管理規程で定める職）をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

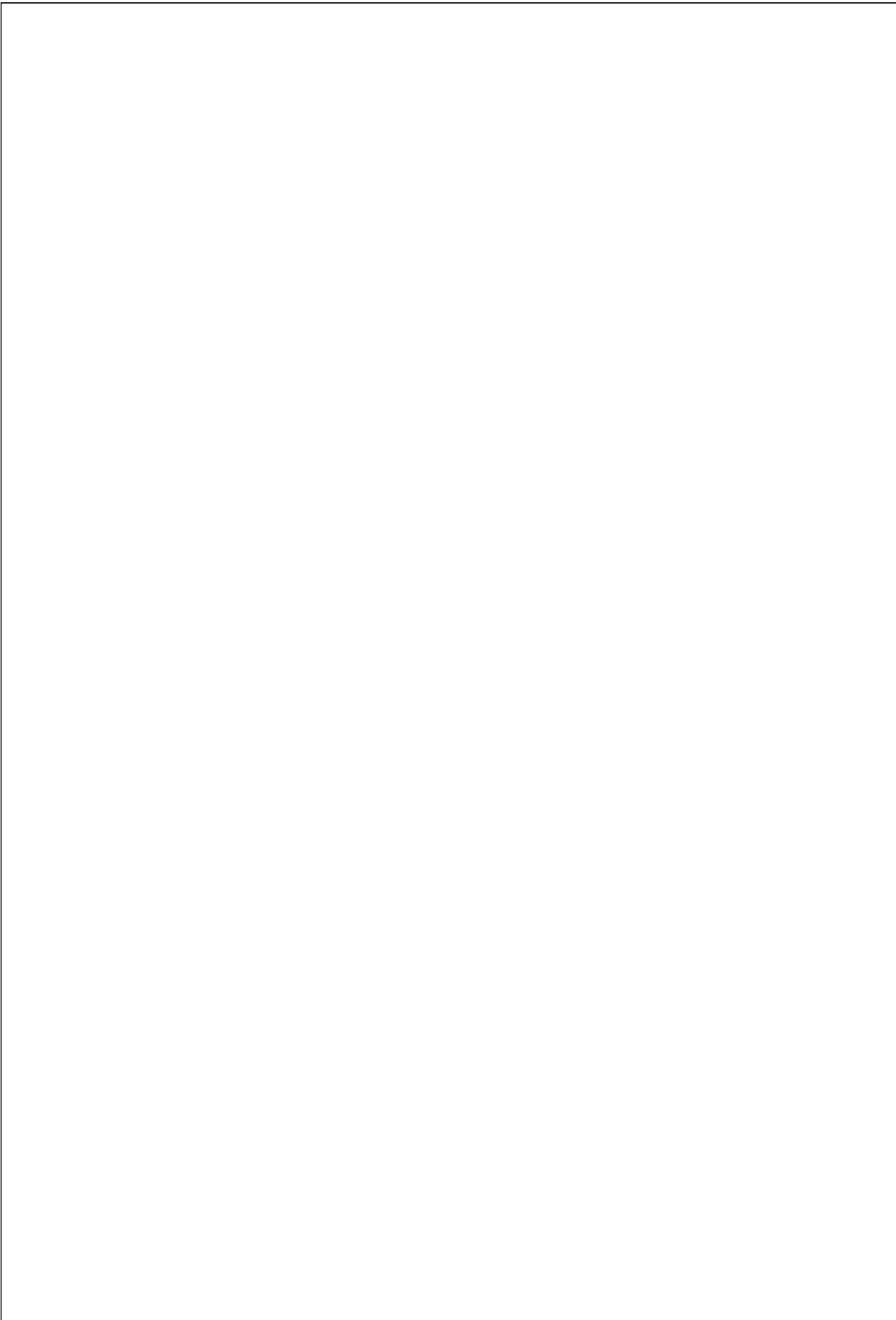
（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用



することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市を構成団体とする規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 省略

##### (経過措置)

2

3 省略

4

##### (定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。

##### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の

附 則  
(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2

3 省略

4

末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

○附則第13条関係（島田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）  
（減給の効果）

第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とする。

2 減給の額は、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）第15条に規定する報酬の額）の10分の3以下の額とする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の3に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

○附則第14条関係（島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例）  
（法第2条第1項に規定する条例で定める職員）

第4条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 島田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) 省略

○附則第15条関係（島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例）  
（1週間の勤務時間）

第2条 省略

2 省略

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。

4 省略

5 省略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同



○附則第13条関係（島田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）  
（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下とする。

2 減給の額は、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）第15条に規定する報酬の額）の10分の3以下の額とする。

○附則第14条関係（島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例）  
（法第2条第1項に規定する条例で定める職員）

第4条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 省略

○附則第15条関係（島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例）  
（1週間の勤務時間）

第2条 省略

2 省略

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。

4 省略

5 省略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同

じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 省略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 省略

(3) 省略

2

3 省略

4

（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、そ

じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 省略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 省略

(3) 省略

2

3 省略

4

（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務

の職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

○附則第17条関係（島田市職員の育児休業等に関する条例）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 省略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第4条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第3項	<u>定年前再任用 短時間勤務職員</u>	省略
省略		

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

○附則第17条関係（島田市職員の育児休業等に関する条例）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 省略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第4条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
<u>第4条の2第1項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第10条第3項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	省略
省略		

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句とする。

省略		
第10条第3項	<u>定年前再任用 短時間勤務職 員</u>	省略
省略		
第17条の6（見出しを含む。）	<u>定年前再任用 短時間勤務職 員</u>	省略

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 省略

3 省略

○附則第19条関係（島田市職員互助会条例）

（組織）

第2条 互助会は、法第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち、常勤のもの（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者を含む。以下「職員」という。）をもって組織する。

2 省略

○附則第21条関係（島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

（任命権者の報告事項）

に掲げる字句とする。

省略		
第10条第3項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	省略
省略		
第17条の6（見出しを含む。）	<u>再任用職員</u>	省略
<u>第19条の2</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>任期付短時間勤務職員</u>

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 省略

3 省略

○附則第19条関係（島田市職員互助会条例）

（組織）

第2条 互助会は、法第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち、常勤のもの（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者を含む。以下「職員」という。）をもって組織する。

2 省略

○附則第21条関係（島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)

） 省略

(11)

○附則第22条関係（島田市職員の特殊勤務手当に関する条例）

（定年前再任用短時間勤務職員等への支給の特例）

第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者その他これらに準ずる職員で規則で定めるものに支給される特殊勤務手当の額は、前条に規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。



第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)

） 省略

(11)

○附則第22条関係（島田市職員の特殊勤務手当に関する条例）

（再任用短時間勤務職員等への支給の特例）

第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものその他これに準ずる職員で規則で定めるものに支給される特殊勤務手当の額は、前条に規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。

# 議案第85号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

### 新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付	戸籍謄抄本等 交付手数料			1通につき450円（ <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより証明書の交付を受ける場合にあっては、1通につき350円）</u>
省略					
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円（ <u>個人番号カードを利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合にあって</u>

# 対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付	戸籍謄抄本等 交付手数料			1通につき450円
省略					
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円

	1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付				は、1通につき200円)
省略					
23	島田市印鑑条例第10条第3項及び第4項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料			1通につき300円（個人番号カードを利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあっては、1通につき200円)
省略					

備考 省略

	1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付				
省略					
23	島田市印鑑条例第10条第3項及び第4項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料			1通につき300円
省略					

備考 省略

# 議案第86号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

### 新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合 申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のものは1棟につき15,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき26,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき41,000円、11戸以上のものは1棟につき67,000円 住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合 申請戸数が1戸のものは1棟につき51,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき115,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき183,000円、11戸以上のものは1棟につき359,000円 住宅を新築する場合以外の場合 住宅性能評価書又は確認書を添付する場合 申請戸数が1戸のものは1棟につき22,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき37,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき60,000円、11戸以上のものは1棟につき99,000円 住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合 申請戸数が1戸のものは1棟につき75,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき172,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき273,000円、11

対 照 表

旧 条 文						
別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
				住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のものは1棟につき15,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき26,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき41,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき51,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき115,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき183,000円
				住宅を新築する場合以外の場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき22,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき37,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき60,000円
				住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき75,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき172,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき273,000円	

						戸以上のものは1棟につき538,000円
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の変更に係る認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u>	省略			
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき12,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき20,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき33,000円、11戸以上のものは1棟につき51,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき30,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき65,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき104,000円、11戸以上のものは1棟につき197,000円
				住宅を新築する場合以外の場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき17,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき29,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき48,000円、11戸以上のものは1棟につき75,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき44,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき97,000円、6戸以上10戸以下のものは1棟につき155,000円、11戸以上のものは1棟につき295,000円
省略						

備考

1

〈 省略

3

4 60の項の長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条



61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	省略			
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき12,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき20,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき33,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき30,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき65,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき104,000円
				住宅を新築する場合以外の場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき17,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき29,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき48,000円
住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき44,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき97,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき155,000円					
省略						

備考

1

〈 省略

3

4 60の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第

第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

5 61の項の長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

6

） 省略

11

2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

5 61の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

6

） 省略

11

# 議案第87号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市国民健康保険税条例

### 新 条 文

(課税額)

#### 第2条 省略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。
- 4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

↳ 省略

(3)

#### 2 省略

附 則

1

↳ 省略

7

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法

# 対 照 表

## 旧 条 文

(課税額)

### 第2条 省略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

↳ 省略

(3)

### 2 省略

附 則

1

↳ 省略

7

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法

第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

9

） 省略

19

第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

9

） 省略

19

新 条 文

○島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第1条関係）

（給与の種類）

第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（管理職員特別勤務手当）

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（退職手当）

第15条 省略

2

3 省略

5

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日以後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 省略



# 対 照 表

## 院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

### 旧 条 文

○島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第1条関係）

（給与の種類）

第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（退職手当）

第15条 省略

2

3 省略

5

6 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員及び次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日以後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 省略

8 省略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 省略

3 省略

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）

(給与の種類)

第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(退職手当)

第17条 省略

2

3 省略

5

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日以後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当

8 省略

(再任用職員等についての適用除外)

第23条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 省略

3 省略

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）

(給与の種類)

第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(退職手当)

第17条 省略

2

3 省略

5

6 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員及び次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当

の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 省略

8 省略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第25条 第6条、第8条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 省略

3 省略

するものが退職の日以後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 省略

8 省略

(再任用職員等についての適用除外)

第25条 第6条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 省略

3 省略

# 議案第89号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根介護予防拠点施設)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

株式会社川根力

#### (2) 代表者

代表取締役 池田 豊

#### (3) 所在地

島田市川根町家山382番地の1

#### (4) 設立年月日

平成24年3月21日

#### (5) 業務内容

ア 介護保険法による居宅介護支援事業

イ 介護保険法による下記の居宅サービス事業

(ア) 訪問介護

(イ) 訪問入浴介護

(ウ) 訪問看護

(エ) 訪問リハビリテーション

(オ) 居宅療養管理指導

(カ) 通所介護

(キ) 通所リハビリテーション

(ク) 短期入所生活介護

(ケ) 短期入所療養介護

(コ) 特定施設入所者生活介護

(サ) 福祉用具貸与

(シ) 特定福祉用具販売

ウ 介護保険法による下記の地域密着型サービス事業

(ア) 夜間対応型訪問介護

(イ) 認知症対応型通所介護

(ウ) 小規模多機能型居宅介護

(エ) 認知症対応型共同生活介護

(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(キ) 介護予防認知症対応型通所介護

(ク) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(ケ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

エ 介護用品の販売

- オ 介護事業設立・運営コンサルタント
- カ 託児所の経営
- キ 宿泊施設の経営
- ク 飲食店の経営
- ケ 日用品雑貨、服装装飾品の販売
- コ 労働者派遣事業
- サ イベントの企画、運営
- シ 菓子の製造販売
- ス 生鮮食品、保存食品、加工食品の販売
- セ 保存食品、加工食品の製造
- ソ 太陽光等の自然エネルギーを利用した発電及び電気の供給、販売、管理、運営
- タ 前各号に付帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

代表取締役 1 人、取締役 2 人 計 3 人

## 2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市川根介護予防拠点施設	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称		委員会の平均評価点数
		株式会社川根力		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。			3.07
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			3.33
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。			3.07
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。			3.37
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			3.61
	川根地区全体の介護予防を図るため、積極的な介護予防事業が実施されるか。			
	高齢者の介護予防に資する自主事業が実施されるか。			
総合評価点数			16.45	

### 備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。



# 議案第90号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市地域交流センター)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

株式会社まちづくり島田

#### (2) 代表者

代表取締役 清水 克俊

#### (3) 所在地

島田市本通五丁目2番の2

#### (4) 設立年月日

平成11年10月1日

#### (5) 業務内容

ア 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務

イ 島田市内の都市開発に関する企画、調査、設計コンサルタント業務

ウ 販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売

エ 駐車場、会議場、コミュニティホール等の企画、調査、設計、運営

オ 地場産品の販売及び飲食店の経営

カ 共同店舗、集合店舗等の商業施設の企画、建設、運営

キ 地域産業に関する商品の企画立案及び製造販売の斡旋

ク 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

ケ 情報関連事業に関する企画、調査及び運営

コ 地域活動に関する情報の収集及び提供に関する業務

サ 地域における文化活動の推進に関する業務

シ 緑化思想の普及及び緑化の推進に関する業務

ス ばらのまちづくりの推進に関する業務

セ 健康の増進及びスポーツの普及に関する業務

ソ 文化施設、体育施設、公園施設その他の施設の管理運営の受託に関する業務

タ 島田市が行う文化催事等の受託及び協力に関する業務

チ 公の施設内における物品販売

ツ 前各号に附帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

#### (6) 役員

代表取締役1人、取締役5人、監査役2人 計8人

## 2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市地域交流センター	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称	委員会の平均評価点数	
			株式会社まちづくり島田	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。		3.40	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		3.27	
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。		3.07	
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。		3.43	
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。		3.57	
	中心市街地におけるふれあいと賑わいのある地域社会の形成に寄与できるか。			
	中心市街地の核施設の一つとして、その機能と連動性を発揮する取組が期待できるか。			
	市民の交流や文化活動の場としての運営が可能か。			
	民間の能力やアイデアを活かし、施設利用者の増加や収入増などを実現する計画になっているか。			
利用者満足度向上、利用増進のための工夫がなされているか。			総合評価点数	
			16.74	

### 備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
  - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

# 議案第91号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根文化センターチャリム21)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

特定非営利活動法人NPOまちづくり川根の会

#### (2) 代表者

理事長 米澤 國雄

#### (3) 所在地

島田市川根町家山1173番地の1

#### (4) 設立年月日

平成21年7月8日

#### (5) 業務内容

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 観光の振興を図る活動

オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

キ 環境の保全を図る活動

ク 地域安全活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 経済活動の活性化を図る活動

セ 消費者の保護を図る活動

ソ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

#### (6) 役員

理事長1人、副理事長3人、理事22人、監事2人 計28人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市川根文化センターチャリム21	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称		
		特定非営利活動法人 NPOまちづくり川根の会		
		委員会の平均評価点数		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.07		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	3.13		
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。	3.00		
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。	3.17		
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重していないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の利用率向上に資するような自主事業や施設運営の計画がなされているか。	3.27		
	機動的な修繕による施設の安定運営が期待できるか。			
	多彩な実演芸術（人が演じたり歌ったり演奏したり踊ったりする芸術の分野の総称）を提供する自主事業の開催回数は十分であるか。			
	観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込んだ事業の実施が期待できるか。			
	地域における芸術文化の発展及び教育の振興に寄与する計画であるか。			
		総合評価点数	15.64	

備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

# 議案第92号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (中央公園ほか6施設)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

しまだローズパートナーズ

#### (2) 代表者

代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 博二

#### (3) 所在地

神奈川県小田原市堀之内458番地

#### (4) 設立年月日

令和4年8月25日

#### (5) 業務内容

ア 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳

(ア) 水泳、ダイビング、柔剣道、スキー、体操教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営

(イ) 建築工事、土木工事、管工事の企画、設計、施工、監理

(ウ) スポーツに関する興業の企画、実施

(エ) 屋内外プール、スポーツ施設の設計施工及び管理運営並びに清掃業務

(オ) スポーツインストラクターの養成並びに派遣

(カ) 動物、動産、不動産の警備及び混雑場所での雑踏整理並びに工事現場周辺での交通誘導

(キ) 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに所有、管理及び利用

(ク) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務

(ケ) スポーツ用品用具・遊具の販売

(コ) 飲食店の経営

(サ) 保育所の経営並びに運営

(シ) 前各号に附帯する一切の業務

イ 構成企業 株式会社サン

(ア) 住宅及び建築等の機器の製造並びに販売

(イ) ビル総合管理及び保守に関する業務

(ウ) ビル清掃に関する機器及び機材の販売

(エ) 建築物、催物の警備保安管理に関する業務

(オ) 害虫駆除に関する業務

(カ) レジャー施設の経営

(キ) 車輛の販売

(ク) 嗜好品、食料品、菓子の販売

(ケ) 喫茶店の経営

(コ) 不動産の売買

(サ) 工業薬品輸入販売業

- (シ) 水酸化マグネシウムの製造
  - (ス) 非鉄金属の販売
  - (セ) ビオトープ事業の請負、設計、施工、並びに監理
  - (ソ) 建築物養生清掃、補強改装施工工事に関する業務
  - (タ) 汚水廃水処理施設設計施工に関する業務
  - (チ) 汚水廃水処理施設の清掃、維持管理に関する業務
  - (ツ) 給排水衛生設備設計施工に関する業務
  - (テ) 給排水衛生設備の清掃、維持管理に関する業務
  - (ト) 電気設備設計施工に関する業務
  - (ナ) 電気設備の保守点検、維持管理に関する業務
  - (ニ) 一般廃棄物の収集及び運搬処理に関する業務
  - (ヌ) 産業廃棄物の収集及び運搬処理に関する業務
  - (ネ) 労働者派遣業務
  - (ノ) 損害保険の代理業務
  - (ハ) 生命保険の代理業務
  - (ヒ) 機械器具製造業
  - (フ) 電気機械器具製造業
  - (ヘ) 輸送用機械器具製造業
  - (ホ) 土木建築工事の設計施工及び請負
  - (マ) 解体工事の設計施工及び請負
  - (ミ) 企業主導型保育事業の経営
  - (ム) 前各号に付帯する一切の業務
- ※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

- ア 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳  
代表取締役 2 人、取締役 7 人、監査役 2 人 計 11 人
- イ 構成企業 株式会社サン  
代表取締役 2 人、取締役 4 人、監査役 1 人 計 7 人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		中央公園ほか6施設	応募団体数	1団体
評価項目	評価内容	委員会の平均評価点数		
		団体の名称	しまだローズパートナーズ	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.30		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	3.33		
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。	3.33		
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。	3.48		
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。	6.85		
	【共通】 一体的な運用により効率的な管理運営体制となっているか。			
	【共通】 民間の能力やアイデアを活かし、各施設の利用者増や収入増などの相乗効果を実現できる計画となっているか。			
	【共通】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる提案となっているか。業務の一部を外部へ委託する場合は、市内業者を優先とし、雇用についても地元優先としているか。			
	【島田市ばらの丘公園】 ばらのシーズン以外の施設活用に工夫がされているか。			
【島田市総合スポーツセンターほか3施設】 更なるスポーツ振興を目指し、スポーツ・レクリエーションに親しむ人を新たに開拓する計画となっているか。				
総合評価点数			20.29	

備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

# 議案第93号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (しまだ楽習センター)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

静岡ビル保善株式会社

#### (2) 代表者

代表取締役 石井 宏司

#### (3) 所在地

静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

#### (4) 設立年月日

昭和41年5月2日

#### (5) 業務内容

ア 不動産管理業

イ 清掃業

ウ 清掃用品の製造販売

エ 建築物衛生法に基づく業務

オ 建築物並びに附帯施設の維持管理

カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理

キ 警備業

ク 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営

ケ 労働者派遣事業

コ 建築工事業

サ 電気工事業

シ 管工事業

ス 消防施設工事業

セ 損害保険代理店業

ソ 飲食店業

タ 旅館業

チ 宿泊施設の経営

ツ 介護予防・日常生活支援総合事業

テ アからツに附帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

#### (6) 役員

代表取締役 2人、取締役 5人、監査役 2人 計 9人



2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	しまだ楽習センター	応募団体数	1 団体
		委員会の平均評価点数	
評価項目	評価内容	団体の名称	静岡ビル保善株式会社
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。		3.74
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		3.83
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。		
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。		3.40
	収支予算の内容は適切であるか。		
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。		
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。		3.74
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。		
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	施設の利用に対する意欲があるか。		3.63
	市民の生涯学習活動の推進に関する十分な専門性とノウハウを有しており、施設の設置目的の達成に寄与することが可能か。		
	利用者や収入の増、施設の効率的利用の促進につながる有効かつ特徴のある提案がなされているか。		
	市主催講座等の受講終了後、受講者が学習活動やグループ活動を継続していくための適切な提案がなされているか。		
	地域、家庭や学校との連携、他の社会教育施設、高等教育機関との連携などにより生涯学習を推進する適切な取組が提案されているか。		
	民間の能力、アイデアが活かされているか。（宣伝・広報等を含む）		
	総合評価点数		18.34

備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
  - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

# 議案第94号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市野外活動センター 山の家)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

西東石油株式会社

#### (2) 代表者

代表取締役 西村 康正

#### (3) 所在地

島田市金谷東一丁目1235番地の1

#### (4) 設立年月日

昭和31年1月6日

#### (5) 業務内容

ア 石油製品の販売

イ 自動車部品及び自動車装飾品の販売

ウ 自動車の整備及び修理

エ 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

オ 生命保険の募集に関する業務

カ 不動産の売買、賃貸

キ 太陽光発電装置の販売

ク 自動車の売買及び賃貸

ケ 食品販売、給茶機販売、飲食店業

コ 指定管理施設の受託運営業務

サ 簡易宿泊業

シ 営業代行業

ス 不動産コンサルティング業

セ アからスに付帯する業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

#### (6) 役員

代表取締役2人、取締役3人、監査役1人 計6人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市野外活動センター 山の家		応募団体数	3 団体	
評価項目	評価内容	委員会の平均評価点数				
		西東石油株式会社	株式会社 兵庫親林開発	特定非営利活動法人静岡福祉総合支援の会 空と大地と		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.40	3.03	3.20		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。					
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。					
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。					
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。					
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.57	3.26	3.20		
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。					
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。					
	緊急時の対応が図られているか。					
	個人情報保護の措置が図られているか。					
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.43	2.97	3.03		
	経費の圧縮が図られているか。					
	安定的な収入を得るための計画か。					
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。					
	市の歳出の軽減が図れるか。					
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.63	3.26	3.34		
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。					
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。					
	最近の活動内容に評価する点はあるか。					
	施設の運営に対する意欲があるか。					
5 施設の特異性に着目した項目	提案した自主事業により利用者の満足度向上が期待できるか。	3.66	3.23	3.17		
	余暇活動の充実が期待できる事業計画となっているか。					
	地域振興（地域住民の雇用、地元経済効果等）に向けた取組は効果が期待できるか。					
	閑散期（冬場）における効率的な運営が図られているか。					
	利用者の安全面・衛生面の対策が十分に図られるか。					
総合評価点数		17.69	15.75	15.94		

備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

# 議案第95号 参 考

## 指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市山村都市交流センターささま)

### 1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

#### (1) 名称

企業組合くれば

#### (2) 代表者

代表理事 瀧上 龍一

#### (3) 所在地

島田市川根町笹間上394番地

#### (4) 設立年月日

平成21年4月7日

#### (5) 業務内容

ア 交流・宿泊・体験施設の運営及び管理

イ 農業・林業・自然とのふれあい等体験事業

ウ 農林産物の生産、加工、販売

エ 地域資源を活かした各種イベントの企画、実施、支援

オ その他、目的を達成するために必要な事業

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

#### (6) 役員

代表理事1人、副理事長2人、理事3人、監事2人 計8人

## 2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市山村都市交流センターささま	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称		委員会の平均評価点数
		企業組合くれば		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。			3.33
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			3.43
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。			3.37
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。			3.37
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。			3.50
	提案した自主事業により利用者の満足度向上が期待できるか。			
	地域住民や地域の官民施設と連携をしているか。			
	地域振興（地域住民の雇用、地元経済効果等）に向けた取組は効果が期待できるか。			
	提案した閑散期（冬場）の利用促進対策により利用率の向上が期待できるか。			
		利用者の安全面・衛生面の対策が十分に図られるか。		
総合評価点数			17.00	

### 備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
  - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
  - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。